

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第1

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし												
		以下余白										

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													
		以下余白											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実 施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者数	
食器洗浄及び清掃 作業部外委託 1ST	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	株式会社ビルテクノ 北海道旭川市神居7条11 丁目2番7号	3380001000405	一般競争契約	35,065,800	29,568,000	84.3%				
給食業務部隊委託 1ST	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	株式会社魚国総本社北海道 支社 北海道札幌市白石区南郷通 20丁目南2番39号	1120001074930	一般競争契約	85,165,300	81,004,000	95.1%				
陸上自衛隊旭川駐 屯地で使用する電 気 1ST	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	北海道電力株式会社 北海道旭川市4条通12丁 目1444番地の1	4430001022351	一般競争契約	145,261,149	145,261,149	100.0%				単価契約
陸上自衛隊北海道 補給処近文台弾薬 支処で使用する電 気 1ST	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	北海道電力株式会社 北海道旭川市4条通12丁 目1444番地の1	4430001022351	一般競争契約	4,131,414	4,131,414	100.0%				単価契約
陸上自衛隊北海道 補給処近文台燃料 支処で使用する電 気 1ST	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	北海道電力株式会社 北海道旭川市4条通12丁 目1444番地の1	4430001022351	一般競争契約	9,010,739	9,010,739	100.0%				単価契約
プロパンガス 18000m ³	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	旭川石炭燃油株式会社 北海道旭川市大町2条7丁 目21-287	4450001000207	一般競争契約	7,920,000	6,732,000	85.0%				単価契約
産業廃棄物処理役 務（管理型混合 物） 1ST	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	株式会社アンビエンテ丸大 北海道旭川市神居町共栄4 93-1	1450001000143	一般競争契約	2,612,500	2,420,000	92.6%				単価契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 （総合評価の実 施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者数	
木くず（剪定枝・ 伐採枝） KG	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	株式会社アンビエンテ丸大 北海道旭川市神居7条11 丁目2番7号	145000100143	一般競争契約	200,000	200,000	100%				単価契約
木くず（伐根） KG	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	株式会社アンビエンテ丸大 北海道旭川市神居7条11 丁目2番7号	145000100143	一般競争契約	100,000	100,000	100%				単価契約
刈草処分 KG	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	株式会社アンビエンテ丸大 北海道旭川市神居7条11 丁目2番7号	145000100143	一般競争契約	1,120,000	1,120,000	100%				単価契約
		以下余白										

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
都市ガス供給 YR	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	旭川ガス(株) 北海道旭川市4条通16丁目左6	1450001000317	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は、契約相手方である当該事業者のみであるため（会計法第29条3第4項）	/	2,972,000	/					単価契約
上水道供給 YR	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	北海道旭川市水道事業管理者 旭川市6条通9丁目	/	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は、契約相手方である当該事業者のみであるため（会計法第29条3第4項）	/	58,634,546	/					単価契約
下水道供給 YR	分任契約担当官 陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊長 今野奈保子	2.4.1	北海道旭川市水道事業管理者 旭川市6条通9丁目	/	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は、契約相手方である当該事業者のみであるため（会計法第29条3第4項）	/	86,006,364	/					単価契約
		以下余白											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。